

Ⅱ．西成労働福祉センター機能の多様化

3) 労働相談機能の必要性

2011年度(平成23年度) 労働相談 受付・終結状況(終結には、過年度相談受付分を含む)

(表Ⅲ-6)

年 齢	事 業 所 登 録	事 業 所 所 在 地	就 労 経 路	就 労 退 職 実 態	退 職 理 由	退 職 申 出	終 結 状 況	予 め 送 付	条件違反	相 談 回 数	解 決 金 額 (判 明 分)
30歳以下	4 登録あり	79	大 阪 府 13 センター窓口	15 満 了	7 自己都合	42 有	55 送金・持参	68 予め送付	13	5	最 多 9 最大 202,440
31～35歳	1 登録無し	15	近 兵 庫 県 11 手 配 師 (寄場)	54 延 長	9 仕事の関係	23 無	34 解決の報告	8 予め送付	1		最 少 1 最少 2,500
36～40歳	17 不 明	0	京 都 府 7 手 配 師 (周辺)	3 中 退	72 労働条件違反	3 不明	5 解決と推定	9 予め計	14		平 均 3 平均 34,015
41～45歳	14 合 計	94	滋 賀 県 5 手 配 師 (地域外)	2 定めなし	2 宿舍の雰囲気	1 合計	94 特別会計繰入	0			最 多 相 談回数 2 件数 77
46～50歳	11		奈 良 県 1 事 業 主 (寄場)	14 その他	1 解雇	2	事業所へ返送	1			終 結 件 数 94 合計金額 2,619,138
51～55歳	14		和歌山県 0 事 業 主 (周辺)	1 不明	3 契約満了	8	解決その他	3			
56～60歳	14		小 計 37 事 業 主 (地域外)	0 合計	94 労災事故	1	解決計	89			
61歳以上	18		東 海 地 方 3 愛 知 県 3 友 人 知 人	1	倒産	0	連絡不能	0			
不 明	1		東海その他 41 本人直接	0 未 払 日 数	同僚関係	10	取りに行かず	1			
合 計	94		方 小 計 44 新 聞 広 告	0 1日以下	8 経営に不安	0	来所なし	3			
最高年齢 73 歳			信 越 地 方 0 職 安	2 10日以下	51 その他	1	中止その他	1			
最低年齢 27 歳			北 陸 地 方 10 そ の 他	1 20日以下	24 不明	3	中 止 計	5			
平均年齢 49.8 歳			そ の 他 3 不 明	1 30日以下	6 合計	94	合 計	94			
			合 計 94	合 計 94	30日～	1					

※ 終結(解決と中止)は、過年度相談受付分を含む。

※ 手配師とは、事業所から委託を受け、求人活動を行うものをいう。
(事業所とは請負関係にあると思われる。)

※ 事業主とは、事業主及び従業員による求人活動を行う。
(事業所との雇用関係が未確認の場合を含む。)

Ⅱ．西成労働福祉センター機能の多様化

4) 総合相談の開設と充実

主訴(来所目的)

求 職	技 能 講 習	生 活	生活保護	住 居	医 療	日 雇 手 帳
6 9	2 0	1 3	5	2	8	3
77.5%	22.5%	14.6%	5.6%	2.2%	9.0%	3.4%

宿 泊	小 口	住 民 票	借 金	自立支援C入所	そ の 他
5	3	3	1 1	2	8
5.6%	3.4%	3.4%	12.4%	2.2%	9.0%

※ 複数回答有り

具体の支援内容

求 職 方 法 等 説 明	地 域 資 源 の 説 明	日 雇 仕 事 を 紹 介	常 用 就 職 を 紹 介 等	技 能 講 習 受 講	履 歴 書 の 書 き 方 等	生 活 保 護 に つ な ぐ
6 7	5 4	3 4	9	1 3	1	1 0
75.3%	60.7%	38.2%	10.1%	14.6%	1.1%	11.2%

短 泊 紹 介	小 口 貸 付	物 品 支 給	診 療 依 頼 書 発 行	住 民 票 取 得 等	日 雇 手 帳 作 成 援 助 等	建 退 共 手 帳 作 成 等
2 3	3 4	1 9	8	4	7	2
25.8%	38.2%	21.3%	9.0%	4.5%	7.9%	2.2%

支援団体等 へ つ な ぐ	カ ウ ン セ リ ン グ	そ の 他
2 7	7	6
30.3%	7.9%	6.7%

※ 複数支援有り

Ⅲ.「寄り場」機能の今後についての提案

1)いくつかの選択肢

今日、あいりん総合センターの寄場規模の縮小にともなって、この日雇寄場は不要であるといった考え方もあろう。私見ではあるが、あえてこれらの考え方を4点に整理すると、第1は、あいりん総合センターの寄場機能を現状のまま存続させるべきという意見だろう。第2は、このセンター寄場の縮小を追認し、いずれは西成労働福祉センターやあいりん職安も廃止するという意見もありうる。第3は、このセンターの寄場の縮小を追認しつつも、あいりん地域全体の持つ寄せ場さらに日雇労働市場全体に対する監視機能だけは存続させようという意見も出るかもしれない。最後に、第3の意見に加えて、西成労働福祉センターの機能や地域で培われた社会資源の持つノウハウを積極的に生かす道を探るべきだとする意見もありえる。

Ⅲ.「寄り場」機能の今後についての提案

2)新「あいりん総合センター」の機能の充実

- 登録企業の多様化と「寄り場」の必要性
- 1) 日雇い労働求人数は、2009年以降下げ止まり。これ以上の縮小は見込めないとの予測。また、建設日雇いうがいの求人が増加していく傾向が読み取れる。
- 2) 求人業者に対する指導や、管理機能の重要性は、日雇労働が存在する限り必要。また、労働相談機能も必要。
- 3) 近年、若者を中心に就職困難者が増えるなかで、こうした人々に対するさまざまな相談機能が求められ、かつ西成労働福祉センターもまた、そうした機能を2010年以降設置し効果を生んでいる。
- 4) これと関連して、職業訓練や就労体験の場を確保による就職支援が今日求められている。センターの技能講習の拡充(すでに、いくつかの区役所から生活保護受給者が受講)によって、その事業を担いうる。